

燕市が目指す男女共同参画社会のすがた

概要版

家庭では

- 男女が、ともに家族の一員として、家事・育児・介護などを分担し、互いを支え合い、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- 互いの人権が尊重され、暴力のない明るい家庭が営まれています。

学校では

- 人権や男女平等の道徳教育、総合的なキャリア教育により、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、多様な選択が可能になります。
- 保護者等も男女共同参画について理解し、保護者会活動において、男女がともに参画しています。

地域では

- 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習(しきたり)が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。
- 自治会やその他の地域活動において、男女がともに方針決定の過程にも活動にも参画し、住みよい地域づくりに貢献しています。

職場では

- 男女がともに、育児休業や介護休業をとりやすく働きやすい職場環境の整備が進み、ワーク・ライフ・バランスが実現しています。
- 女性が活躍する環境が整い、男女が平等に能力を発揮できる機会と待遇が確保されています。

計画の推進

第3次燕市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、市はもとより、市民一人ひとりの主体的な取り組みと、事業者、各種団体、関係機関との連携協力が必要であり、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが重要です。そのため、市は、推進体制の充実を図り市民や関係機関等と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。



燕市男女共同参画基本計画

第3次燕市男女共同参画推進プラン【概要版】

(平成29年度～平成34年度)

発行
編集

燕市／平成29年3月

燕市 企画財政部 地域振興課 地域振興係

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

WEB : <http://www.city.tsubame.niigata.jp>

TEL : 0256-77-8361 (直通)
E-MAIL : chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市男女共同参画基本計画

第3次燕市男女共同参画推進プラン

(平成29年度～平成34年度)

『男女共同参画社会』とは…

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。

計画策定の趣旨

燕市では、平成26年12月に「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本的な理念と責務を明らかにしました。

この条例に基づき、これまでの取り組みを継承しつつ発展させる計画として「第3次燕市男女共同参画推進プラン」を策定し、「男女共同参画社会」の実現を目指します。

燕市男女共同参画推進条例 6つの基本理念

- ①男女の権利の尊重。
- ②社会における制度・慣習が自由な活動の選択に影響を及ぼさないよう配慮。
- ③あらゆる分野における方針の立案・決定の場への共同参画。
- ④男女の家庭生活における活動やその他の活動の両立。
- ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重。
- ⑥国際社会の動きとの協調。

燕市

第3次燕市男女共同参画推進プラン 4つの基本方針

本計画の目標は、「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、あらゆる分野で男女とともに責任を分かち合い、個々の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、性別にとらわれずには能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、4つの基本方針を掲げました。

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

固定的性別役割分担意識の解消と多様な生き方の実現に向けて、男女共同参画について正しく理解してもらうことを目指します。

基本施策	施策の方向性
1. 男女共同参画の理解の推進	1. 男女共同参画の啓発活動の推進 2. 社会通念・慣習の見直しと意識改革
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1. 男女平等教育の推進 2. 男女共同参画を推進するための学習機会の提供
指標	
項目	H27年度現在値 H34年度目標値
○「社会慣習について」平等になっていると思う人の割合	13.8% 20.0%
○「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	35.6% 45.0%
○「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合	55.8% 60.0%

基本方針2 男女共同参画の社会づくり

男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で参画する社会づくりを目指します。

基本施策	施策の方向性
1. あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進 <small>燕市女性活躍推進計画 ※1</small>	1. 各種審議会等への女性登用の推進 2. 女性管理職等の登用に向けた意識啓発の推進
2. 地域活動等における男女共同参画の推進	1. 地域における男女共同参画の推進 2. 防災活動への女性参画の推進
指標	
項目	H27年度現在値 H34年度目標値
○各種審議会等における女性委員の割合	31.4% 36.0%
○「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	25.2% 30.0%

*1 燕市女性活躍推進計画 *本市の「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の略称。
基本方針2基本施策1および基本方針3は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「燕市女性活躍推進計画」として位置づけられる計画です。

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

男女が平等に働きやすく、女性が自らの意思により活躍できる環境の整備と、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる環境づくりを目指します。燕市女性活躍推進計画 ※1

基本施策	施策の方向性
1. 男女がともに働きやすい環境の整備	1. 男女の雇用や就労における平等の推進 2. 女性の再就職と継続就業のための支援 3. 女性の創業支援と農業や自営業における就業環境の整備
2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	1. 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 2. 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
指標	
項目	H27年度現在値 H34年度目標値
○「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	24.2% 30.0%
○家族経営協定の締結農家数	28戸 34戸
○ワーク・ライフ・バランスの認知度(内容まで知っている)	10.3% 15.0%
○ハッピー・パートナー企業の登録数	35社 66社
○共働き夫婦の家事・育児・介護等の平均時間の格差	190分 150分以内

基本方針4 男女がともに健康に暮らす環境づくり

男女が互いに人権を尊重し、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

基本施策	施策の方向性
1. 配偶者等からの暴力の根絶 <small>燕市配偶者暴力防止基本計画 ※2</small>	1. DVの根絶に向けた意識啓発 2. 相談体制の充実 3. 被害者の保護及び自立支援の推進
2. ライフステージに応じた心身の健康づくり	1. 生涯を通じた健康支援 2. 女性に対する健康支援
指標	
項目	H27年度現在値 H34年度目標値
○配偶者暴力防止法の認知度(内容まで知っている)	12.4% 15.0%
○DV被害経験がある者のうち、DV被害を相談した者の割合	36.3% 40.0%
○乳がん検診の受診率	24.4% 50%以上
○子宮がん検診の受診率	25.5% 50%以上

*2 燕市配偶者暴力防止基本計画 *本市の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の略称。
基本方針4基本施策1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」として位置づけられる計画です。